

正副

一級  
二級  
木造

# 建築士事務所廃業等届

〔記入注意〕

- ※届出者は下記のとおりです。  
業務を廃止したときは、開設者。開設者が死亡したときは、その相続人。開設者が破産したときは、その管財人。法人が合併により解散したときは、その役員であった者。法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人。
- 廃業等事由欄は、該当事項に○をして下さい。
- ※印欄は、記入しないでください。
- 開設者名・法人名・所在地等が登録内容と異なっていた場合は、変更の手続きをしてから、廃業等届を提出して下さい。

建築士事務所の業務を廃業したので建築士法第23条の7の規定により、登録した際の登録通知書など必要書類を添えてお届けします。

平成 年 月 日

届出者 所在地（住所）

名称（氏名） ..... 印

東京都指定事務所登録機関  
一般社団法人東京都建築士事務所協会会長 殿

廃業等事由

- ① 個人から法人へ ② 法人から個人へ ③ 開設者の死亡  
④ 法人の合併・解散・破産 ⑤ 管理建築士の退職等 ⑥ 業務廃止  
⑦ 他道府県へ移転 ⑧ その他（ ）

建築士事務所

フリガナ  
名称

所在地

〒 - 電話（ ）

開設者

個人

フリガナ  
氏名

住所

〒 - 電話（ ）

法人

フリガナ  
名称

所在地

〒 - 電話（ ）

フリガナ  
代表者名

フリガナ  
管理建築士氏名

一級  
二級建築士（ ）登録第 号  
木造

現登録年月日  
及び登録番号

平成 年 月 日  
東京都知事登録 第 号

※  
審  
査

※廃業受付年  
月日及び番号

平成 年 月 日 第 号